

船橋市サポートルームの設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談、指導を行うことにより、その社会的自立に資することを目的としてサポートルームを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「不登校児童生徒」とは、義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。

(名称等)

第3条 サポートルームの名称、愛称及び開設場所は、次の表のとおりとする。

名称	愛称	開設場所
第1サポートルーム	ひまわり	船橋市宮本6丁目33番1号 船橋市立峰台小学校内
第2サポートルーム	すずらん	船橋市松が丘3丁目69番1号 船橋市立古和釜中学校内

2 サポートルームの主管は、総合教育センター(以下「センター」という。)とする。

(通室時間)

第4条 サポートルームの通室時間は、午前10時から午後3時までとする。

(休室日)

第5条 サポートルームの休室日は、船橋市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)第19条の2第1項第1号から第7号までに規定する休業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、センター所長(以下「所長」という。)が必要があると認めるときは、臨時に開室することができる。

(通室対象者)

第6条 サポートルームに通室すること(以下、「通室」という。)ができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する児童生徒とする。

(1) センターに教育相談を行っていること(センターに教育相談を行うこと

が困難であると所長が認める場合を除く。)

- (2) 船橋市立の小・中学校に在籍又は市内に在住している不登校児童生徒及び当該保護者が通室を希望し、かつ、当該児童生徒が在籍している学校の校長が通室を認めていること。

(指導内容)

第7条 サポートルームにおける指導内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団生活への適応を図るための小集団での活動に関すること。
- (2) 基礎学力を補充するための学習指導に関すること。
- (3) 情緒の安定及び基本的な生活習慣改善のための相談及び指導に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、社会的な自立を図るために必要な支援に関すること。

(サポートルーム推進委員会)

第8条 サポートルームの適切な推進を図ることを目的として、サポートルーム推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 船橋市立峰台小学校の代表者
- (2) 船橋市立古和釜中学校の代表者
- (3) 千葉県教育研究会船橋支会学校教育相談部会の代表者
- (4) 千葉県教育研究会船橋支会生徒指導部会の代表者
- (5) 千葉県教育研究会船橋支会養護部会の代表者
- (6) 学校教育部指導課の生徒指導担当指導主事
- (7) 船橋市青少年センターの担当職員
- (8) センターの担当職員
- (9) その他所長が必要と認めた者

3 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 推進委員会には、委員の互選により会長1人、副会長1人を置く。会長は推進委員会を代表し会務を掌理し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 委員の業務に関わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務

災害補償等に関する条例(昭和 42 年船橋市条例第 33 号)の規定を準用する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、サポートルームに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。